

早婚夫婦支援金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若い世代に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経済的負担の軽減を図ることにより、希望する時期の結婚又は出産を促進するために実施する早婚夫婦支援金給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) U25夫婦世帯 夫婦共に婚姻日（婚姻届が受理された日をいう。以下同じ。）における年齢が39歳以下で、夫婦の少なくとも一方が25歳以下である世帯をいう。
- (2) U29夫婦世帯 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下で、夫婦の少なくとも一方が29歳以下である世帯をいう。

(給付対象世帯)

第3条 早婚夫婦支援金（以下「支援金」という。）の給付を受けることができる者は、U25夫婦世帯又はU29夫婦世帯のいずれかに属する者であって、次の各号のいずれにも該当する世帯（以下「給付対象世帯」という。）とする。

- (1) 夫婦の所得額（申請の時点で発行されている直近の所得証明書に記載された夫婦の所得を合算した額をいう。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は、夫婦の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除することにより算出した額とする。
- (2) 申請時において夫婦共に本市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に登録されていること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 過去にこの制度に基づく支援金（U25夫婦支援金給付事業実施要綱（令和3年あわら市告示第84号の4）の規定によるU25夫婦支援金及びU29夫婦支援金給付事業実施要綱（令和5年あわら市告示第129号の2）の規定によるU29夫婦支援金を含む。）又は他の市区町村において同様の支援金を受けていないこと。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (6) その他市長が不相当と認めた者でないこと。

(申請者)

第4条 支援金を申請できる者（以下「申請者」という。）は、給付対象世帯である夫婦のいずれかの者とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) U25夫婦世帯 40万円

(2) U29夫婦世帯 30万円

(申請受付期間)

第6条 支援金に係る申請受付期間は、婚姻日から婚姻日が属する年度の末日までとする。ただし、婚姻日が1月1日から3月31日までの場合にあっては、当該婚姻日が属する年度の翌年度の4月1日から3月31日までの期間においても申請を受け付けるものとする。

(申請)

第7条 申請者は、早婚夫婦支援金申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 給付対象世帯である夫婦双方の記載がある住民票の写し

(2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(3) 申請の時点で発行されている直近の夫婦双方の所得証明書

(4) 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、貸与型奨学金の返済額が確認できる書類(所得証明書の証明期間と同一期間の返済額が確認できるものに限る。)

(5) 振込先金融機関の口座が分かる書類の写し

(給付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受取したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の給付決定及び額の確定を行い、不相当と認めるときは、その申請を却下し、早婚夫婦支援金給付決定(却下)通知書兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(支援金の給付)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の給付を決定したときは、速やかに申請者に対し、支援金を給付するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けた者があるときは、既に給付を受けた支援金の返還を求めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(U25夫婦支援金給付事業実施要綱の廃止)

2 U25夫婦支援金給付事業実施要綱(令和3年あわら市告示第84号の4)は、廃

止する。

(U29 夫婦支援金給付事業実施要綱の廃止)

- 3 U29 夫婦支援金給付事業実施要綱（令和5年あわら市告示第129号の2）は、廃止する。

様式第1号（第7条関係）

早婚夫婦支援金 申請書兼請求書

あわら市長 様

	申請日	年 月 日
フリガナ	連絡先	
申請者氏名		
住所	あわら市	
世帯構成	<input type="checkbox"/> U25夫婦世帯（支援金の額 40万円） <input type="checkbox"/> U29夫婦世帯（支援金の額 30万円） ※当てはまるものにチェックをしてください。	
申請兼請求金額		円

<振込先>（申請者本人名義の口座に限る。）

口座名義人(カナ)																													
銀行口座の場合	金融機関名										口座番号																		
											本店	<input type="checkbox"/> 普通									支店	<input type="checkbox"/> 当座							
ゆうちょ銀行の場合	通帳の記号										通帳の番号																		
	1										0	—																	

【添付書類】

- (1) 給付対象世帯である夫婦双方の記載がある住民票の写し
- (2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (3) 申請の時点で発行されている直近の夫婦双方の所得証明書
- (4) （貸与型奨学金の返済を現に行っている場合）
貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（所得証明書の証明期間と同一期間の返済額が確認できるものに限る。）
- (5) 振込先金融機関の口座が分かる書類の写し

様式第2号（第8条関係）

あわら市指令 第 号

住所
氏名

早婚夫婦支援金給付決定（却下）通知書兼確定通知書

年 月 日付で申請のあった早婚夫婦支援金については、下記のとおり給付の決定及び額の確定（却下）をしたので、早婚夫婦支援金給付事業実施要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

あわら市長



記

1 決定

- (1) 給付決定額 円
(2) 備考

早婚夫婦支援金給付事業実施要綱第10条の規定により、偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたときは、支援金の返還請求を行うことがあります。

2 却下

- (1) 理由
(2) 備考

ア この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、あわら市長に対して審査請求をすることができます。

イ この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、あわら市を被告として（訴訟においてあわら市を代表する者はあわら市長となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。